



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 3 月 30 日 (月曜日) 号外 第 19 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○出先県政相談室設置要綱の一部を改正する告示 (秘書広報課) 1	頁
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 2	
○特定農業用ため池の指定の解除…………… (農村整備課) 2	
○令和 8 年度における建設工事等の特定調達契約 に係る競争入札参加資格等…………… (管理課) 2	
○道路の区域の変更 (7 件)…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (6 件)…………… (“) 4	
○特例道路占用区域の変更…………… (“) 6	
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 6	

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 6	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (“) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 7	
○都市計画法に基づく区域の指定 (2 件)…………… (建築住宅課) 7	
○都市計画法に基づく区域の変更 (3 件)…………… (“) 7	

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 8	
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正す る訓令…………… (“) 14	

公 告

○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 15	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (“) 15	
○くろまぐろ (大型魚) に関する令和 7 管理年度 における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 15	

告 示

出先県政相談室設置要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 224号

出先県政相談室設置要綱の一部を改正する告示

出先県政相談室設置要綱 (昭和42年宮崎県告示第 594号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置場所) 第 2 条 県政相談室は、県税・総務事務所及び西臼杵支庁内に設ける。	(設置場所) 第 2 条 県政相談室は、 <u>秘書広報課長が別に指定する施設内</u> に設ける。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県告示第 225号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550201075	放課後等デイサービス つむぎ	宮崎県都城市祝吉2丁目11-10	ライフプランPARTNERS株式会社	宮崎県都城市東町13街区16号	令和 8 年 3 月 30 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201553	指定通所介護事業所あすなろ	都城市高崎町縄瀬3128番地1	特定非営利活動法人地域の福祉を考える会大樹	都城市高崎町縄瀬3128番地1	令和8年2月28日	生活介護

宮崎県告示第 227号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5463-2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 砂防設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

西谷池	都城市安久町4373番先
大和池（第1）	児湯郡新富町大字新田4870
川島第一溜池	延岡市川島町 951番10地先
川島第二溜池	延岡市川島町2478番
北の内2号ため池	日向市大字富高字北ノ内3136

宮崎県告示第 228号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除年月日
令和 8 年 3 月 12 日
- 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
一丁田溜池	東諸県郡国富町大字本庄内ヶ迫 10134番地
河ヶ迫池	日南市南郷町津屋野字河ヶ迫2128番1
王子谷池1号池	串間市大字西方字王子谷地内2374-1地先
王子谷池2号池	串間市大字西方字王子谷地内2324-1地先
西生寺池	都城市梅北町5649番先
中迫池	都城市梅北町5124番3先

宮崎県告示第 229号

令和 8 年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第69号）第 2 条第 5 号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 建設工事（建設業法（昭和24年法律第 100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）
 - 測量（測量法（昭和24年法律第 188号）第 3 条に規定する測量をいう。）
 - 建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第19条第 3 号に規定する建設コンサルタントの業務のうち土木に関する工事の設計業務をいう。）
 - 地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第 718号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査をいう。）
 - 補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務をいう。）
 - 建築設計業務（建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 7 項に規定する設備設計に関する業務又は同法第23条第 1 項に規定する設計等の業務をいう。）

2 競争入札参加資格

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号。以下「要綱」という。)に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第5条に規定する申請書等(以下「申請書類」という。)を持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、案件毎に公告で定める期間内において随時(土曜日、日曜日及び祝日並びに令和8年12月29日、同月30日及び同月31日を除く。午前8時30分から午後5時まで)受け付ける。

(3) 競争入札参加資格申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7176

なお、申請書類は、県庁ホームページ(しごと・産業>公共事業・建築・土木>建設業>入札参加資格>令和8・9年度の入札参加資格審査申請について(WTO随時認定))の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

競争入札参加資格申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、競争入札参加資格申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和10年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年10月以降に予定している令和10・11年度の競争入札参加資格審査の申請をすること。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ業種の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年3月30日から同年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷上渡川字平城89番4地先から同郡同町南郷上渡川同字2番4地先まで	旧	5.6~9.2	165.6
				新	8.6~15.4	170.9

宮崎県告示第 231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年3月30日から同年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上日陰6313番3地先から同郡同村同大字同字6312番6地先まで	旧	3.9~24.8	73.5
				新	7.4~24.8	72.4

宮崎県告示第 232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年3月30日から同年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6347番1地先から同郡同村同大字同字6347	旧	5.1~7.0	13.8
				新	5.2~8.4	13.8

			番1地先まで			
--	--	--	--------	--	--	--

宮崎県告示第 233号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字桂63	旧	4.3～7.3	44.8
			94番6地先から同郡同村同大字同字6392番4地先まで	新	13.3～30.1	44.8

宮崎県告示第 234号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字倉ノ大平6512番1地先から同郡同村同大字同字6512番1地先まで	旧	4.7～6.3	32.6
				新	6.4～8.2	32.6

宮崎県告示第 235号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6553番1地先から同郡同村同大字同字6553番1地先まで	旧	5.7～7.0	17.2
				新	5.7～8.7	17.2

宮崎県告示第 236号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6531番3地先から同郡同村同大字同字6531番3地先まで	旧	8.0～11.0	16.0
				新	8.0～13.3	16.0

宮崎県告示第 237号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上日陰6313番3地先から同郡同村同大	令和 8 年 3 月 30 日

字同字6312
番6地先
まで

宮崎県告示第 238号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字米ノ 迫6347番1 地先から同 郡同村同大 字同字6347 番1地先ま で	令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県告示第 239号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字桂63 94番6地先 から同郡同 村同大字同 字6392番4 地先まで	令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県告示第 240号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字倉ノ 大平6512番 1地先から 同郡同村同 大字同字65 12番1地先 まで	令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県告示第 241号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6553番1 地先から同 郡同村同大 字同字6553 番1地先ま で	令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県告示第 242号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6531番3 地先から同	令和 8 年 3 月 30 日

			郡同村同大 字同字6531 番3地先ま で
--	--	--	--------------------------------

宮崎県告示第 243号

令和 7 年宮崎県告示第 184号で告示した特例道路占用区域を次のように変更し、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更する区域

区域に係る図を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部道路保全課に備え置いて縦覧に供する。）

2 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成22年宮崎県告示第 198号、平成23年宮崎県告示第 339号、平成24年宮崎県告示第 342号、平成29年宮崎県告示第 299号、令和元年宮崎県告示第 326号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	内海前坂	I-1-0092	急傾斜地の崩壊
	二反田	I-1-3051	急傾斜地の崩壊
	柳籠	II-1-4156	急傾斜地の崩壊
	次田木	II-1-4161	急傾斜地の崩壊
	木花-5	II-1-4173	急傾斜地の崩壊
	塩鶴-2	II-1-4174	急傾斜地の崩壊
	内の田-新①	II-2-0317-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、平成22年宮

崎県告示第 201号、平成23年宮崎県告示第 340号、平成24年宮崎県告示第 343号、平成29年宮崎県告示第 300号、令和元年宮崎県告示第 328号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	内海前坂	I-1-0092	急傾斜地の崩壊
	二反田	I-1-3051	急傾斜地の崩壊
	柳籠	II-1-4156	急傾斜地の崩壊
	次田木	II-1-4161	急傾斜地の崩壊
	木花-5	II-1-4173	急傾斜地の崩壊
	塩鶴-2	II-1-4174	急傾斜地の崩壊
	内の田-新①	II-2-0317-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	内海前坂	I-1-0092	急傾斜地の崩壊
	二反田	I-1-3051	急傾斜地の崩壊
	柳籠	II-1-4156	急傾斜地の崩壊
	次田木	II-1-4161	急傾斜地の崩壊
	木花-5	II-1-4173	急傾斜地の崩壊
	塩鶴-2	II-1-4174	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	内海前坂	I-1-0092	急傾斜地の崩壊
	二反田	I-1-3051	急傾斜地の崩壊
	柳籠	II-1-4156	急傾斜地の崩壊
	次田木	II-1-4161	急傾斜地の崩壊
	木花-5	II-1-4173	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 248号

都市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号)第3条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり指定した。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 区域の名称
国富町川南地区
- 2 区域の範囲
国富町川南地区(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 指定を行った期日
令和8年3月17日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課

宮崎県告示第 249号

都市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号)第3条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり指定した。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 区域の名称
国富町瓜生野地区
- 2 区域の範囲
国富町瓜生野地区(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 指定を行った期日
令和8年3月17日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課

宮崎県告示第 250号

都市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号)第3条第4項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり変更した。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 変更を行った区域の名称
門川町小園・城屋敷地区
- 2 変更を行った区域
門川町小園・城屋敷地区の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 変更を行った期日
令和8年3月17日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課

宮崎県告示第 251号

都市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号)第3条第4項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり変更した。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 変更を行った区域の名称
国富町川北地区
- 2 変更を行った区域
国富町川北地区の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 変更を行った期日
令和8年3月17日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課

宮崎県告示第 252号

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）第3条第4項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり変更した。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 変更を行った区域の名称
国富町木脇地区
- 2 変更を行った区域
国富町木脇地区の一部（次の図において区域界線により区切ら

れる区域に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）

3 変更を行った期日

令和 8 年 3 月 17 日

4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所

宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>（出先機関における専決）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、農林振興局の次長（農業改良普及を担当する次長に限る。）は、別表第 4（第 3 号、第 6 号及び第 8 号を除く。）に掲げる事務（農業改良普及及び当該事務に従事する職員に関する事務に限る。）を専決することができる。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、支場長は、別表第 4（第 6 号及び第 8 号を除く。）及び別表第 5 に掲げる当該支場に関する事務を専決することができる。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、支所長は、別表第 4（第 6 号及び第 8 号を除く。）に掲げる当該支所に関する事務を専決することができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 出先機関の主務課長は、出先機関の長専決事項のうち別表第 6（第 4 号から第 6 号までに限る。）に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>8～11 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付表</p> <p>1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第 4 条の規定による認定及び第 25 条第 1 項の規定による合併による地位の承継の認可に関すること。</p> <p>2～17 [略]</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>本庁各課共通専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="5">専決区分</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>副 知 事</th> <th>部 長</th> <th>次 長</th> <th>課 長</th> <th>課 長 補 担 当 リ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	事項	専決区分					摘要	副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 担 当 リ									<p>（出先機関における専決）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、農林振興局の次長（農業改良普及を担当する次長に限る。）は、別表第 4（第 5 号及び第 7 号を除く。）に掲げる事務（農業改良普及及び当該事務に従事する職員に関する事務に限る。）を専決することができる。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、支場長は、別表第 4（第 5 号及び第 7 号を除く。）及び別表第 5 に掲げる当該支場に関する事務を専決することができる。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、支所長は、別表第 4（第 5 号及び第 7 号を除く。）に掲げる当該支所に関する事務を専決することができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 出先機関の主務課長は、出先機関の長専決事項のうち別表第 6（第 3 号から第 5 号までに限る。）に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>8～11 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>付表</p> <p>1～16 [略]</p> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>本庁各課共通専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="5">専決区分</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>副 知 事</th> <th>部 長</th> <th>次 長</th> <th>課 長</th> <th>課 長 補 担 当 リ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	事項	専決区分					摘要	副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 担 当 リ								
事務			事項	専決区分					摘要																																		
	副 知 事	部 長		次 長	課 長	課 長 補 担 当 リ																																					
事務	事項	専決区分					摘要																																				
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 担 当 リ																																					

	<p>務センターの <u>主管に属する もの及び専門 委員等の報酬 及び費用弁償 の額を定める 規則（昭和31 年宮崎県規則 第44号）に規 定するその他 の非常勤職員 に係るものに 限る。）</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 職員手当（ <u>児童手当並び にパートタイ ム会計年度任 用職員に係る 期末手当及び 勤勉手当にあ っては、総務 事務センター の主管に属す るものに限る 。）</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ 旅費（<u>総務 事務センター の主管に属す るものに限る 。）</u></p> <p>カ [略]</p>			<p>の報酬及び費 用弁償の額を 定める規則（ 昭和31年宮崎 県規則第44号 ）に規定する その他の非常 勤職員に係る ものに限る。 ）</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 職員手当</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 旅費</p> <p>カ [略]</p>	
	<p>(11) 支出命令に 関すること。た だし、次に掲げ るものを除く。 ア 報酬（パー トタイム会計 年度任用職員 に係るもので あって総務事 務センターの 主管に属する もの及び専門 委員等の報酬 及び費用弁償 の額を定める 規則に規定す るその他の非 常勤職員に係 るものに限る 。）</p> <p>イ [略]</p>	<p>[略]</p>		<p>(11) 支出命令に 関すること。た だし、次に掲げ るものを除く。 ア 報酬（パー トタイム会計 年度任用職員 に係るもの及 び専門委員等 の報酬及び費 用弁償の額を 定める規則に 規定するその 他の非常勤職 員に係るもの に限る。）</p> <p>イ [略]</p>	<p>[略]</p>

ウ 職員手当(児童手当並びにパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当にあつては、総務事務センターの主管に属するものに限る。)		ウ 職員手当	
エ [略]		エ [略]	
オ 旅費(総務事務センターの主管に属するものに限る。)		オ 旅費	
カ [略]		カ [略]	
(12)~(16) [略]		(12)~(16) [略]	
(17) 寄附金及び寄附物件の受入れに関すること	[略]	(17) 寄附金及び寄附物品の受入れに関すること	[略]
ア 50万円以上100万円未満のものに係るもの		ア 300万円以上600万円未満のものに係るもの	
イ 10万円以上50万円未満のものに係るもの		イ 100万円以上300万円未満のものに係るもの	
ウ 10万円未満のものに係るもの		ウ 100万円未満のものに係るもの	
(18)・(19) [略]		(18)・(19) [略]	
[略]		[略]	

[略]

[略]

別表第3 (その1) (第4条関係)

別表第3 (その1) (第4条関係)

本庁各課特定専決事項

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長 補佐 特定 専決 事項
[略]					
総務 事務 セン ター		[略]		1 給料、職員手当(児童手当並びにパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当を除く。)及び	[略]

課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長 補佐 特定 専決 事項
[略]					
総務 事務 セン ター		[略]		1 報酬(パートタイム会計年度任用職員に係るものに限る。)、給料、職員手当(児童手当を除く。)、共済費	[略]

			工事設計の確認に関すること。				
[略]				[略]			
都市計画課			[略]	都市計画課		1 水道法による次の事務 (1) 第6条第1項の規定による水道事業経営の認可に関すること。 (2) 第10条第1項の規定による水道事業の変更の認可に関すること。 。 (3) 第11条第1項の規定による水道事業の休止又は廃止の許可に関すること。	[略]
[略]				[略]			

別表第3 (その2) (第4条関係)

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事務センター	1 報酬、職員手当 (パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当に限る。)、共済費 (パートタイム会計年度任用職員に係るもの並びに社会保険料及び労働保険料に限る。) 及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2 [略]

別表第3 (その2) (第4条関係)

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事務センター	1 報酬 (パートタイム会計年度任用職員に係るものを除く。)、共済費 (社会保険料及び労働保険料に限る。) 及び旅費 (パートタイム会計年度任用職員の通勤に要する費用に係るものを除く。) の支出負担行為及び支出命令に関すること。 2 [略]

<p>[略]</p> <p>別表第 4（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">出先機関の長共通専決事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること（県税・総務事務所、自治学院、福祉事務所、農林振興局及び土木事務所（串間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。）を除く。）。</p> <p>4～10 [略]</p> <p>別表第 6（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">副所長等共通専決事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>別表第 6 の 3（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">庶務担当課長共通専決事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。</p> <p>3 給与に関する各種報告に関すること。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第 7（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">西臼杵支庁次長専決事項</td> <td style="width: 33%;">西臼杵支庁総務課長専決事項</td> <td style="width: 33%;">西臼杵支庁主務課長専決事項</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>1・2 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 給与に関する各種報告に関すること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第 7 の 2（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">県立子ども療育センター事務長専決事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。</p> <p>4・5 [略]</p>	西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項	[略]	1・2 [略]	[略]		3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。			4 給与に関する各種報告に関すること。		<p>[略]</p> <p>別表第 4（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">出先機関の長共通専決事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3～9 [略]</p> <p>別表第 6（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">副所長等共通専決事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>別表第 6 の 3（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">庶務担当課長共通専決事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第 7（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">西臼杵支庁次長専決事項</td> <td style="width: 33%;">西臼杵支庁総務課長専決事項</td> <td style="width: 33%;">西臼杵支庁主務課長専決事項</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>1・2 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表第 7 の 2（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">県立子ども療育センター事務長専決事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項	[略]	1・2 [略]	[略]
西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項																	
[略]	1・2 [略]	[略]																	
	3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。																		
	4 給与に関する各種報告に関すること。																		
西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項																	
[略]	1・2 [略]	[略]																	

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 3 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成 19 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）

所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]			
漁業管理課	[略]		
[略]			

所属機関	駐 在 場 所	担当区域	担当事務
[略]			
漁業管理課	[略]		
競技・式典課	熊本県熊本市南区荒尾2丁目1番1号(熊本県総合屋内プール内)		第81回国民スポーツ大会の飛込競技に関すること。
[略]			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、川島第一・第二地区県営土地改良事業（延岡市、ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

3 縦覧場所

宮崎県ホームページ

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、川間東地区跡瀬原換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年3月12日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の

右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで）	44.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	13.5トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	6.7トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	4.4トン

--	--